

未来の展望

日本医工ものづくりコモンズ・医理産業新聞社共同企画

第46回 みらい知財フォーラムセミナー
第3回「商標の基本のキ」-ブランド保護と活用のために-
-その1-

みらい知財フォーラムは、寺尾氏、矢上氏、堀氏の3人の弁理士の先生を中心に発足しました。知財に係る様々な立場の方が参加するプラットフォームに育て、参加者が相互に交流しビジネスパートナーと出会う場、知財の知識を深め参加者それぞれのビジネスに繋がる場として知財ビジネスを発展することを目指しています。

日本医工ものづくりコモンズの柏野です。第46回は、みらい知財フォーラムセミナー第3回「商標の基本のキ」-ブランド保護と活用のために-のレポートです。本セミナーは、2022年7月25日にカンファレンスパーク「みらい知財フォーラム」でおこなわれました。レポートをくださったのは、日本医工ものづくりコモンズ評議員 朝日大樹氏(臨床工学技士)です。

商標「ゆっくり茶番劇」が商標登録されたことに端を発し、「商標」に関する話題が巷を賑わっています。商標についての基本を分かり易く解説した上で、「ゆっくり茶番劇」などの事例について、知財の専門家弁理士3人にお話をいただきました。



寺尾 康典氏

寺尾特許事務所 所長

- ・日本弁理士会 会員
- ・日本弁理士会 知的財産支援センター 運営委員
- ・日本弁理士会 関東会 幹事
- ・日本弁理士会 関東会 中小企業・スタートアップ支援委員会 委員



矢上 礼宣氏

矢上国際特許事務所 代表弁理士

- ・日本弁理士会 会員
- ・アジア弁理士協会(APAA)日本部会会員
- ・千葉県商工会連合会登録専門家
- ・日本弁理士会 関東会 常設知的財産室相談員
- ・日本弁理士会 関東会 中小企業・スタートアップ支援委員会 委員
- ・日本弁理士会 関東会 千葉委員会 委員



堀 宏光氏

ひかる国際特許事務所 代表弁理士/博士(理学)

- ・日本弁理士会 会員
- ・日本弁理士会 関東会 中小企業・スタートアップ支援委員会 副委員長
- ・日本弁理士会 関東会 千葉委員会 委員
- ・日本物理学会 会員

～「商標の基本のキ」ブランド保護と活用のために～

講師：寺尾 康典氏

知的財産権と各保護法域との関係は、特許法(新しい技術・アイデア)、意匠法(プロダクトデザイン)、商標法(屋号・商号・自社商品・サービスにロゴデザイン、ネーミング、キャラクターなど)、不正競争防止法(アイデア、ノウハウ、顧客情報など)、著作権法(コンピュータープログラム、データベース、音楽、映画など)があります。また特許庁に登録されることで発生する産業財産権として、新しい発明を保護する特許権(出願から20年、一部出願から25年)、商品やサービスに使用するマークを保護する商標権(登録から10年、更新あり)、物品の構造・形状の考案を保護する実用新案権(出願から10年)、物品、建築物、画像のデザインを保護する意匠権(登録から始まり、出願から最長25年で終了)があります。

商標は、人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状、色彩、これらの結合、音等であって、商品について使用をするものと役務について使用をするものと定められていて、自分の商品やサービスを他者のものと区別(自他商品等識別機能)するために使用をするマークです。しかし、普通名称(板状のチョコレートに板チョコなど)、慣用名称(宿泊施設の提供に観光ホテルなど)、産地・販売地・品質等による記述の商標(北海道やデラックスなど)、ありふれた氏又は名称(佐藤、株式会社など)、きわめて簡単、かつ、ありふれたもの(○、△、アルファベット2文字程度など)、その他識別力がないもの(単なる地模様、元号など)などは、原則として商標として登録されません。

自他商品等識別力や商標の「同一・類似」は、判断にはグレーゾーンがあるので、商標調査結果や弁理士の意見を考慮し、権利化(商標登録出願)のプロセスを通じて他者の商標権を侵害してしまうリスクを回避することができます。

～ 商標にまつわる話題① ～

講師：堀 宏光氏

「ゆっくり茶番劇」の商標登録

1. 出願の経緯

- 2021年9月13日 出願
- 2021年9月28日 公開日
- 2022年2月24日 登録日

2. 商標(標準文字商標)

ゆっくり茶番劇

3. 商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務

電子出版物の提供、図書及び記録の供覧、図書の貸与、移動図書館における図書の供覧及び貸与、オンラインによる電子出版物の提供(ダウンロードできないものに限る。)、図書の貸出し、書籍の制作、オンラインで提供される電子書籍及び電子定期刊行物の制作、コンピュータを利用して行う書籍の制作、映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営、インターネットを利用して行う映像の提供、映画の上映・制作又は配給、オンラインによる映像の提供(ダウンロードできないものに限る。)、ビデオオンデマンドによるダウンロード不可能な映画の配給、インターネットを利用して行う音楽の提供、演芸の上演、演劇の演出又は上演、音楽の演奏、放送番組の制作、教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作(映画・放送番組・広告用のものを除く。)、興行の企画・運営又は開催(映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。)、娯楽施設の提供、映画・演芸・演劇・音楽又は教育研修のための施設の提供。

「ゆっくり」と「ゆっくり動画」

ゆっくりは、東方 Project (<https://touhou-x.jp/>) の作品群のキャラクター「霊夢」と「魔理沙」の二次創作物に対する愛称であり、ゆっくり動画とは「霊夢」と「魔理沙」の二次創作物を利用して、主に音声合成ソフトによってキャラクターに会話させた動画コンテンツになります。東方プロジェクトと二次創作者が(二次創作ガイドラインを守る限り)自由に使用してよいと声明を出しているため、一般の動画コンテンツ配信者達が、ニュース、コメディ、ゲーム実況等の様々なゆっくり動画のコンテンツを作成し、動画タイトルに「ゆっくり実況」、「ゆっくり解説」、「ゆっくり茶番」等のタグを付けて配信していました。

炎上の原因

東方 Project に関係のない者が、前掲の「ゆっくり茶番劇」について商標権を取得した後、ゆっくり動画のコンテンツ配信者向けに、商標を使用する場合にはライセンス料が必要になる場合があるということを SNS で通知したことが発端です。

SNS で見られた多くの戸惑い



「霊夢」と「魔理沙」のキャラクターを使用した動画コンテンツを配信するためにはライセンス料の支払いが必要になるのか。



登録商標はあくまで「ゆっくり茶番劇」という文字であり、この文字と同一又は類似の文字を、商標登録の「指定商品又は指定役務」と同一又は類似の商品・役務に使用することが禁止されるだけです。本商標権は、コンテンツの内容にまで及ばないため、「ゆっくり茶番劇」とそれに類似する言葉を使用しない限り、ライセンス料の支払いは不要です。



「ゆっくり解説」という言葉についても、「ゆっくり」の部分が重複しており、類似する言葉になるので、ライセンス料の支払いが必要になるのか。



「ゆっくり解説」と「ゆっくり茶番劇」は、称呼(呼び方)の点で大幅に異なっており、音節数や文字数も大きく異なるため、需要者が混同するほど類似していると考えられません。そのため、基本的には「ゆっくり解説」という言葉の使用が「ゆっくり茶番劇」の商標権の権利侵害にはならないと考えられます。



東方 Project の権利である「ゆっくり」について、他人が商標権を取得するのはおかしい。



登録されたものは、あくまで「ゆっくり茶番劇」という言葉であり、「ゆっくり茶番劇」という言葉自体が東方 Project の権利であったという事実はないと考えられますので、そもそも他人の権利を商標登録したということにはなりません。商標登録出願時に「ゆっくり茶番劇」という言葉が数多く使用されていたかどうかは不明であり、仮に使用されていたとしても「ゆっくり茶番劇」という言葉自体が「特定の者」の業務に関するサービスを表示するものとして需要者にとって周知であったという事実もないのであれば、商標権の取得自体は法律上妥当性があると考えられます。

<次号へ続く>

2022年9月13日(火) 18:30~20:00 オンラインセミナー開催

テーマ「模倣品を差止めたい! 差し止められた! どうなってるの?」

税関の差止制度(知的財産権侵害物品)

講師：乾 智彦氏

INUI 総合知的財産事務所

前 東京税関業務部総括知的財産調査官 弁理士 上席調査官 弁理士

概要:「外国からのパクリ品を止めたい!」、「早く効果的に何とかしたい!」、「できればコストもあまりかけたくない!」そう思っている方にピッタリな模倣品対策があります。それは税関の輸出入差止め手続きです。日本では100年以上前から税関で模倣品を差し止める制度があります。今では年間およそ2万8千件を超える数の輸入差止めを行っています。本セミナーでは、税関における知的財産権侵害物品の差止手続きの基本と動向について、事例も交えながら説明します。後半では、質疑応答形式で、直近の税関実務について(答えられる範囲内で)お伝えします。

参加申し込み(無料)

<https://conference-park.jp/conference/37/top>

参加申し込み QR コード

